

伊 監 第 37 号

平成 29 年 4 月 25 日

様

伊丹市監査委員 寺 田 茂 晴

伊丹市監査委員 山 本 恭 子

監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第 12 項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

記

- 1 監査の種別
随時監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項による監査）
- 2 監査の対象部局
 - ・対象項目 契約事務における再委託及び個人情報保護の状況
対象部局 全部局（公営企業を除く）
 - ・対象項目 上記に関する内部統制の状況
対象部局 総務部 総務室 総務課、契約・検査課、情報管理課
- 3 措置を講じた部局
 - ・総務部 総務室 総務課、契約・検査課、情報管理課
- 4 監査の期間
平成 29 年 2 月 6 日～平成 29 年 3 月 23 日
- 5 監査結果提出日
平成 29 年 4 月 14 日
- 6 措置の内容
随時監査の結果に基づき講じられた改善措置については、別紙平成 29 年 4 月 21 日付伊総総総第 76 号の回答文書のとおりです。

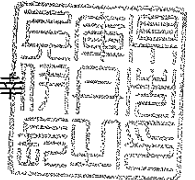


伊総総総第76号
平成29年4月21日

伊丹市監査委員 寺田 茂晴 様

伊丹市監査委員 山本 恭子 様

伊丹市長 藤原 保幸



監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第12項の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

契約事務における再委託及び個人情報保護に関すること
(公営企業における事務を除く)

2 措置を講じた部局

総務部 総務室 総務課、契約・検査課、情報管理課

3 監査の種類別

随時監査(地方自治法第199条第1項及び第5項による監査)

4 監査の期間

平成29年2月6日～平成29年3月23日

5 措置の内容

別紙のとおり



監査結果報告に対する措置について

総務部 総務室 契約・検査課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 契約事務における再委託について</p> <p>随契ガイドラインによれば、委託契約の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することは禁止されています。また、再委託は、契約相手方や業務実施者といった契約締結時の主たる前提を変更する行為であることから、一部再委託の場合であってもその内容を慎重に審査・検討する必要があります。そのような着眼点から調査した結果、下記のような問題点や改善を要する点がありました。</p> <p>(1) 主要な部分の再委託について</p> <p>再委託を行っているという回答された委託業務 84 件のうち 2 件は業務の内容から再委託に該当しないと判断しました。それ以外の 82 件のうち、調査票において全部又は半分以上の部分を委託していると回答されたものが 37 件、不明と回答されたものが 13 件ありました。これらの合計 50 件のうち、44 件は下記理由のいずれかに該当するため、随契ガイドラインで禁止されている主要な部分の再委託にはあたらないと判断しました。</p> <p>① グループ会社等で業務を分担している。</p> <p>② 受託者が実行委員会等関係団体であり、業務の主要な部分は受託者が担っていることが明らかである。</p> <p>③ 委託の目的が複数の業務によって成り立つ業務であり、受託者の指揮、監督、検査のもとに複数の業者に再委託している。</p>	<p>(1) 契約を行う際の指針となる、随意契約ガイドラインの記載内容の充実により、可能な限り再委託に係る判断要素を示し、全庁的に周知することで、委託契約に関する事務の適切な執行に努めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

総務部 総務室 契約・検査課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>④ 決裁や契約書、再委託申請の内容より、主要な部分以外の再委託であると判断できる。</p> <p>これらを除く6件については、再委託の範囲が委託業務の主要な部分に該当しないことが、申請時の書面では確認できず、再委託の承諾に際して、十分な審査が行われていないことが判明しました。</p> <p>再委託の承諾にあたっては、委託業務のうち、再委託すべきでない主要な部分を把握し、再委託申請の内容がこれに該当するかどうかを判断することが重要です。主要な部分に該当するかどうか判断しにくい場合は、再委託の業務量や再委託金額等を総合的に勘案して判断することとなります。</p> <p>このような状況となっていることの原因は、一括再委託の定義や再委託の承諾基準等が明確にされていないことにあると考えます。</p> <p>契約・検査課においては、一括再委託の定義、再委託を承諾する際の判断基準等を明らかにし、委託契約に関する事務の適切な執行を確保するための措置を講じてください。</p> <p>(2)再委託承諾の手続について</p> <p>再委託を行っているという回答された委託業務84件のうち2件は業務の内容から再委託に該当しないと判断しました。それ以外の82件のうち、再委託申請が行われていないものが14件、口頭によつ</p>	<p>(2) 各事業担当課において再委託の可否の判断が可能となるよう、その判断要素を示し、契約書作成時に再委託項目の確認の徹底を周知してまいります。</p>

監査結果報告に対する措置について

総務部 総務室 契約・検査課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>て申請を受けているものが 11 件ありました。</p> <p>これらの合計 25 件のうち、11 件は下記理由のいずれかに該当するため、申請という形式をとっていなくても、再委託の状況を把握できており、書面による再委託申請がなされたのと同等の状況となっていると判断しました。</p> <p>① 契約時点で再委託の体制を確認・了承している。</p> <p>② 市が事務局を担う実行委員会等が受託者であり、実態を容易に把握できる。</p> <p>残り 14 件のうち、4 件については、再委託の状況を把握できておらず、再委託の承諾手続が十分と言えないことが判明しました。</p> <p>随契ガイドラインによれば、業務の一部を再委託する必要性が生じた場合は、再委託を行う必要性や業務の範囲、金額及び再委託を行う相手方の名称・住所を受託者より書面にて提出させ、担当課で妥当性を審査する等適切な措置を取ることが必要とされています。</p> <p>再委託申請が行われなければ、全部または主要な部分の一括再委託ではないことを確認することができません。また、受託者が業務の全体を指揮、監督、検査する体制となっているか、再委託先が業務を遂行するために必要な資格や能力を備えているか等については、口頭ではなく書面によって確認しなければ</p>	

監査結果報告に対する措置について

総務部 総務室 契約・検査課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>なりません。</p> <p>よって、4件の契約については、随契ガイドラインに基づき、書面による再委託申請を受けて審査を行うか、契約締結時に仕様書等で施行体制を確認する必要があります。</p> <p>その他の10件については、社会福祉協議会等関係団体への委託であり、担当課が業務内容を詳しく把握していました。</p> <p>さらに、同種の再委託で申請・承諾を行っているものと行っていないものがあるなど、申請・承諾が必要な再委託についての理解が統一されていませんでした。</p> <p>委託契約に関する事務を行う上で、①受託者が実行委員会や関係団体等で実態を把握できている場合、②仕様書で業務履行体制が明らかな場合、③外注（再委託）することが前提の委託業務など、再委託申請の要否がわかりにくいケースが多く存在しています。</p> <p>契約・検査課においては、チェックリスト等を活用して再委託状況を把握・審査する方策を検討するとともに、申請が必要な再委託の範囲や必要な書類を明らかにし、委託契約に関する事務の適切な執行を図ってください。</p>	

監査結果報告に対する措置について

総務部 総務室 総務課、契約・検査課、情報管理課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 個人情報保護対策への対応について</p> <p>(1) 契約書に明記する個人情報保護対策について</p> <p>個人情報を取り扱う委託業務 127 件のうち、契約書に個人情報対策を具体的に示しているものが 65 件、個人情報保護条例の遵守等は記載されているものの対策を具体的に示していないものが 30 件、該当条項がないものが 25 件、契約書を省略しているものが 7 件ありました。</p> <p>また、対策を具体的に示していないものと該当条項がないもの合計 55 件のうち、再委託を可能とする旨が条項で規定されているものが 1 件、再委託に関する条項がないものが 38 件ありました。</p> <p>伊丹市個人情報保護条例第 11 条に個人情報取扱事務を委託するときは個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない旨規定されています。総務課では、この「必要な措置」について具体的な項目が必要と判断していますが、これまでにその内容を周知していません。</p> <p>一方、情報管理課では、契約書に個人情報の取扱について記載すべき内容を個人情報取扱特記事項として作成しています。平成 28 年 4 月に改正された伊丹市情報セキュリティポリシー（以下、「セキュリティポリシー」という。）に対応するため、この特記事項を改正し、平成 28 年 12 月 20 日付けで庁内 LAN により周知しました。この特記事項では、再委託を行う場合は、一般的な再委託に関する項目に加</p>	<p>(1) 個人情報の保護に関し、伊丹市個人情報保護条例第 11 条にある「必要な措置」を明記した契約が締結できるよう、総務室で調整し、契約書等の雛形を示し、契約時の取扱いについて庁内周知する等必要な措置を講じます。</p>

監査結果報告に対する措置について

総務部 総務室 総務課、契約・検査課、情報管理課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>え、再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容や再委託の相手方の監督方法も含め、書面にて提出し、市の承諾を受けなければならないとされています。</p> <p>しかし、セキュリティポリシーは、情報システムで取扱う個人情報（情報資産）を対象としているため、情報資産以外の個人情報を取り扱う規定等は存在していません。これらの情報資産以外の個人情報には、市民が市に提出した手書きの申請書等も含まれるため、取扱いには特に注意を払う必要があります。</p> <p>また、契約・検査課では、委託業務の契約用に契約書様式を作成し、庁内 LAN により周知しています。この様式の条項では、個人情報保護対策は「秘密の保持等」として記載され、伊丹市個人情報保護条例の遵守のみが義務づけられています。</p> <p>現在、本市が委託を行う際に使用している契約書は、契約・検査課が作成した様式を使用したもの、担当課が作成したもの、受託者が作成したものに大別することができます。その結果、契約書に定められた個人情報保護対策の内容が統一されていません。</p> <p>今後、それぞれの規定を所管している総務室（総務課、情報管理課、契約検査課）で調整し、全庁的に個人情報の保護に関して必要な措置を明記した契約書が締結できるよう、様式の改定及びチェックリストの作成など、必要な措置を講じ</p>	

監査結果報告に対する措置について

総務部 総務室 総務課、契約・検査課、情報管理課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>てください。</p> <p>(2) 再委託における個人情報保護対策について</p> <p>個人情報を取り扱う委託業務 127 件のうち、再委託を行っているとは回答された委託業務が 53 件ありましたが、そのうち、2 件は業務の内容から再委託に該当しないと判断しました。それ以外の 51 件のうち、再委託申請が行われていないものが 8 件、口頭によって申請を受けているものが 6 件ありました。</p> <p>これらの合計 14 件のうち、2 件は、契約時点で再委託の体制を確認・了承しているとともに、契約書に再委託した場合の再委託先の個人情報保護対策が具体的に記載されているため、申請という形式をとっていなくても、再委託の状況を把握できており、書面による再委託申請がなされたのと同等の状況となっていると判断しました。</p> <p>これらを除く 12 件は、社会福祉協議会等関係団体への委託でした。</p> <p>平成 28 年 4 月に改正されたセキュリティポリシーによれば、特定個人情報を扱う業務又はネットワーク及び情報システムの開発、保守並びに運用管理等の委託業務について再委託を受ける事業者がある場合、委託内容に応じた情報セキュリティ対策の実施が確保されることを確認した上で、再委託を承諾しなければならないとされています。</p> <p>また、総務課は、上記以外の個人情報</p>	<p>(2) 個人情報を取り扱う委託業務について、再委託に関する事務手続を総務室で調整し整理したうえで、庁内周知する等適切な執行を図ります。</p>

監査結果報告に対する措置について

総務部 総務室 総務課、契約・検査課、情報管理課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>取扱事務を委託する際にも、同様の事項の遵守を求めるという見解を示しています。</p> <p>従って、個人情報を取り扱う業務を再委託している場合は、関係団体との委託契約についても、書面による再委託申請を受けて審査を行うか、契約締結時に仕様書等で施行体制を確認し、個人情報保護対策を確認する必要があります。</p> <p>総務室の各所管課で調整し、情報資産以外の個人情報も含め、個人情報を取り扱う委託契約に関する事務の再委託について、申請時に必要な書類や審査の方法、基準等を明らかにし、適切な執行を図ってください。</p>	